

奈良市公報

第127号

令和6年9月2日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

告 示

月	日	番号	件名	主管
8	1	403	奈良市営住宅等定期募集入居者の募集	住宅課
8	1	404	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止	介護福祉課
8	1	405	指定納付受託者の指定	DX推進課
8	1	406	令和6年奈良市告示第187号（予防接種の実施）の一部改正	健康増進課
8	1	407	督促状の公示送達	納税課
8	1	408	指定管理者の公募	住宅課
8	1	409	観光案内所の開所時間の変更	観光戦略課
8	2	410	放置自転車等の保管	環境政策課
8	2	411	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
8	5	412	奈良市公報号外第24号に掲載	環境政策課
8	5	413	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定	介護福祉課
8	5	414	介護保険法の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定	介護福祉課
8	5	415	介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者等の指定	介護福祉課
8	5	416	令和6年度奈良市一般会計補正予算の要領	財政課
8	6	417	奈良市公報号外第24号に掲載	保健予防課
8	6	418	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
8	8	419	住居番号の設定	市民課
8	8	420	障害者総合支援法に規定する指定特定相談支援事業者の廃止	障がい福祉課
8	8	421	児童福祉法に規定する指定障害児相談支援事業者の廃止	障がい福祉課
8	8	422	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の廃止	障がい福祉課
8	8	423	児童福祉法に規定する指定障害児通所支援事業者の廃止	障がい福祉課
8	8	424	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定	障がい福祉課
8	8	425	児童福祉法に規定する指定障害児通所支援事業者の指定	障がい福祉課

8	8	426	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定（更新）	障がい福祉課
8	8	427	児童福祉法に規定する指定障害児通所支援事業者の指定（更新）	障がい福祉課
8	9	428	差押調書の公示送達	滞納整理課
8	9	429	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
8	9	430	放置自転車等の保管	環境政策課
8	9	431	差押調書の公示送達	滞納整理課
8	9	432	差押調書の公示送達	滞納整理課
8	9	433	差押調書の公示送達	滞納整理課
8	9	434	奈良市公報号外第24号に掲載	埋蔵文化財調査センター
公 営 企 業				
月	日	番号	件 名	主 管
8	1	49	下水道事業受益者負担金の賦課対象区域	下水道事業課
8	1	50	公共下水道の供用及び下水の処理の開始	下水道事業課
8	13	51	奈良市排水設備指定工事店の指定	共同事務推進課
8	13	52	奈良市公報号外第24号に掲載	企業出納課
8	14	13	奈良市公報号外第24号に掲載	送配水管理センター
選 挙 管 理 委 員 会				
月	日	番号	件 名	
8	8	10	選挙人名簿の登録日の変更	
農 業 委 員 会				
月	日	番号	件 名	
8	7	8	農業委員会総会の招集	

告

示

奈良市告示第 403 号

奈良市営住宅等定期募集の入居者を次のとおり募集する。

令和 6 年 8 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 募集戸数

別紙のとおり

2 申込手続

(1) 入居申込書配布期間及び配布場所

令和 6 年 8 月 1 日 (木) から令和 6 年 8 月 15 日 (木) までの間、住宅課・各出張所・行政センター・市民サービスセンターで配布

(2) 入居申込受付期間

令和 6 年 8 月 1 日 (木) から令和 6 年 8 月 15 日 (木) 17 時 15 分まで

(3) 申込方法

ア 入居申込書に必要事項を記入し、郵送 (必着) 又は住宅課窓口へ持参又は住宅課ホームページから申込。

イ 申込みは 1 世帯 1 通に限る。1 世帯が 2 通以上又は重複若しくは随時募集と同時に申込みをした場合は無効となる。

(4) 申込資格

ア 市営住宅 一般向 (ア) から (ウ) までの全ての条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 現に同居し、又は同居しようとする親族 (婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、募集の翌月から 3 箇月以内に婚姻する予定の者又は配偶者に準ずる者として市長が認める者を含む。以下同じ。) があること。単身者の申込みは、次の a から j までのいずれかに該当する者に限り可能であるが、住宅に限られる。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

a 60 歳以上の者

b 身体障がいのある者 (障がいの程度が、身体障害者福祉法施行規則 (昭和 25 年厚生省令第 15 号) 別表第 5 号の 1 級から 4 級まで)

c 精神障がいのある者 (障がいの程度が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令 (昭和 25 年政令第 155 号) 第 6 条第 3 項に規定する 1 級から 3 級まで)

d 知的障がいのある者 (障がいの程度が c に相当)

e 戦傷病者で、その障がいの程度が、恩給法 (大正 12 年法律第 48 号) に規定する特別項症から第 6 項症まで又は第 1 款症の者

f 原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている者

g 生活保護を受けている者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援を受けている者

h 海外からの引揚者で引き揚げた日から 5 年を経過していない者

i ハンセン病療養所入所者等

j 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (平成 13 年法律第 31 号) の規定による一時保護、女性自立支援施設における保護、児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) の規定による母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して 5 年を経過していない者、裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過していない者、女性相談支援センター等による配偶者からの暴力の保護に関する証明書 (配偶者暴力対応機関、行政機関又は関係機関と連携して DV 被害者支援を行っている民間支援団体等が発行した配偶者からの暴力の被害を受けている旨を証明する書類を含む。) が発行されている者

(イ) 奈良市営住宅条例 (昭和 61 年奈良市条例第 14 号) に定められた収入基準 (基準月収額) 以下であること。

(ウ) 奈良市内に住所又は勤務場所を有する者で、かつ、住宅に困窮していること。

(エ) 奈良市内の市営住宅等に以前入居又は同居していた者は、家賃等の滞納及び家賃相当損害金等が未納でないこと、また、不正の行為による入居等、公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）や奈良市営住宅条例等に違反したことがないこと。

(オ) 現在、市営住宅等に入居又は同居していないこと。ただし、家賃等の滞納がなく、同居している者が婚姻のため、新たに市営住宅等に入居を希望する場合は除く。（住宅課に届出なく市営住宅等に居住している場合は、上記(エ)の不正の行為に該当する。）

イ 市営住宅 子育て世帯向 (ア)及び(イ)の条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 現に同居し、又は同居しようとする親族に小学校就学の始期に達するまでの者があること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) ア(イ)から(オ)までの条件を満たすこと。

ウ 市営住宅 母子・父子世帯向 (ア)及び(イ)の条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、募集の翌月から 3 箇月以内に婚姻する予定の者又は配偶者に準ずる者として市長が認める者を含む。）のない者であること。また、現に同居し、又は同居しようとする者（子に限る。）があり、かつ、そのいずれかが 20 歳未満であること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) ア(イ)から(オ)までの条件を満たすこと。

3 公開抽選と入居決定

(1) 抽選は公開で、別紙の日程で行う。

(2) 入居申込書の受付番号をもって抽選番号とする。

(3) 抽選により入居予定者及び補欠入居予定者を選考する。

ア 補欠入居予定者は、その回の募集についてのみ有効とする。

イ 落選した者への通知は行わない。

(4) 入居予定者に選考された者の提出書類

ア 住民票（市町村発行。提出日の 3 箇月以内に発行されたもの。）

家族全員、続柄記載のもの。現在、別の場所に居住している親族（婚姻予定者を含む。）が同居する場合は、双方の住民票が必要である。

※ ただし、現在奈良市内に居住している者については住民票の提出は不要。

イ 所得に関する証明書（提出日の 3 箇月以内に発行されたもの。）

入居予定者及び同居予定者全員分の所得に関する証明書が必要である。

(ア) 生活保護受給者以外の者

a 市県民税課税（又は非課税）証明書（所得額、扶養人数、控除額記載）（全員）

入居予定者及び同居予定者全員分の最新年度の市県民税課税（又は非課税）証明書（市区町村発行）が必要である。

※ ただし、基準日（令和 6 年 1 月 1 日）時点において奈良市内に住民票登録していた者の提出は不要。

基準日時点で奈良市に転入していない者は、転入前又は現在住民登録をしている市区町村で発行される最新年度の市県民税課税（又は非課税）証明書が必要である。

b 雇用契約書及び給与明細の写し（最近就職又は転職した者のみ）

最近就職した者については上記 a のほか、雇用契約書及び給与明細の写しの提出が必要である。

c 退職証明書（勤務先発行）又は離職票（最近退職又は転職した者のみ）

令和 5 年 1 月 1 日以降に退職した者については上記 a、転職した者については上記 a 及び b のほか、退職証明書又は離職票が必要である。

d 収支明細書（最近事業を始めた者のみ）

最近事業を始めた者については上記 a のほか、収支明細書の提出が必要である。

(イ) 生活保護受給者

生活保護受給証明書（市町村発行）

ウ 個人番号提供書（該当者のみ）

入居予定者又は同居予定者が奈良市外に居住しており、奈良市において住民情報及び所得の状況を調査することと同意する場合、個人番号提供書が必要である。

エ 賃貸借契約書の写し

現在居住している住宅の家賃額と契約者名がわかる書類が必要である。現在、入居予定者及び同居予定者以外の親族等が所有する住宅に居住している場合は、所有者が入居予定者及び同居予定者以外の親族等であること及び家屋の所在地番（現住宅と一致すること）が分かる書類が必要である。

オ 現住所付近の略図及び現住居の間取り図

現在、入居予定者と別の場所に居住している同居予定者がいる場合は、双方の略図及び間取り図が必要である。

カ 戸籍謄本（該当者のみ。提出日の3箇月以内に発行されたもの。）

配偶者等がないことを確認するために必要である。入居予定者と別の世帯で住民票を届出している場合は、親族関係を確認するために必要である。（住民票上同一世帯の場合を除く。）

キ 同居承諾書（該当者のみ）

現在、入居予定者と別の場所に居住している同居予定者がいる場合は、同居承諾書が必要である。（様式は問わないが、双方の自らの署名が必要である。）

ク 身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は精神科の医師等からの診断書等の写し（該当者のみ）

身体障害者、戦傷病者、重度若しくは中度の知的障害者又はこれと同程度の精神的欠落を有していると判定された者であることを証明する書類が必要である。

ケ 婚姻予約証明書（該当者のみ）

婚姻予定者（募集月の翌月から3箇月以内に結婚する者）は婚姻予約証明書に必要事項を記入し、自ら署名の上、提出する。

コ 奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ証明書等（該当者のみ）

奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱（令和5年奈良市告示第384号）に基づき、パートナーシップの宣誓等を行い、パートナーシップ宣誓登録簿に登録されている者は、その事実が確認できる証明書又は証明カードを提示し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓登録状況の照会に関する同意書に必要事項を記入し、署名の上、提出する。

サ 在職証明書（該当者のみ。提出日の約2週間以内に発行されたもの。）

入居予定者が奈良市以外に居住している場合は、奈良市に勤務場所（常勤）があることを確認するため必要である。

シ その他の書類

必要に応じ、上記以外の書類等を求めることがある。

(5) 入居資格審査

ア 入居予定者が提出した書類により、入居資格審査を行う。なお、この審査により入居資格がないことが判明した場合は、失格になり、補欠番号順に補欠入居予定者から入居予定者を選考する。

イ 入居資格審査に係る書類が期間内に提出されない場合、申込みを無効とする。

(6) 入居決定

ア 入居予定者について実態調査を行った上、入居者を決定する。なお、実態調査の結果と入居申込書及び提出書類の内容が事実と相違していた場合は失格とする。

イ 入居者は、指定入居日までに住宅敷金（本来家賃の3箇月分）、駐車場敷金（駐車場使用料の3箇月分。駐車場使用申込者のみ）、入居月の家賃及び共益費（該当する住宅のみ）並びに駐車場使用料（駐車場使用申込者のみ）を納付する。

ウ 入居者は、入居者及び連帯保証人の実印を押印した請書等を提出する。提出がない場合は、入居を延期し、又は入居決定を取り消す場合がある。

4 その他

(1) 入居申込書及び提出書類は返却しない。

(2) 集合住宅については、家賃とは別に月々共益費等の負担が必要である。

別紙省略

(令和6年8月1日掲示済)

奈良市告示第 404 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定により、指定居宅サービス事業者を廃止したので、同法第 78 条第 2 号の規定により公示する。

令和 6 年 8 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 廃止年月日 令和 6 年 7 月 31 日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	法人所在地	名称	住所
2970107971	訪問介護	株式会社ライフアートコミュニティ	奈良県奈良市佐保台二丁目 902 番地の 241	訪問介護ステーション佐保の里	奈良県奈良市佐保台二丁目 902 番地 377

(令和 6 年 8 月 1 日掲示済)

奈良市告示第 405 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により次のとおり指定納付受託者として指定したので、奈良市会計規則（昭和 40 年奈良市規則第 1 号）第 22 条の 2 第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 8 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定納付受託者

(1) 名称

株式会社トラストバンク 代表取締役 川村 憲一

(2) 住所又は事務所の所在地

東京都品川区上大崎三丁目 1 番 1 号

2 指定納付受託者に納付させる歳入の種類

戸籍謄抄本等交付手数料

除籍謄抄本等交付手数料

届出又は申請の受理等の証明書交付手数料

住民票の写し又は住民票記載事項証明書交付手数料

除票の写し又は除票記載事項証明書交付手数料

戸籍の附票の写し交付手数料

戸籍の附票の除票の写し交付手数料

印鑑登録証明書交付手数料

身分証明書等その他証明書交付手数料

課税・非課税証明書交付手数料

住宅用家屋証明交付手数料

名寄帳交付手数料

おむつ代医療費控除に係る確認証明書手数料

墓地使用許可書の書換え手数料又は再交付手数料

予防接種実費徴収金

郵送料

犬の登録手数料

犬の鑑札の再交付手数料

狂犬病予防注射済票交付手数料

狂犬病予防注射済票再交付手数料

飲食店営業等許可申請手数料

製造所設置許可申請手数料

屋内貯蔵所設置許可申請手数料

屋外タンク貯蔵所設置許可申請手数料

屋内タンク貯蔵所設置許可申請手数料
地下タンク貯蔵所設置許可申請手数料
簡易タンク貯蔵所設置許可申請手数料
移動タンク貯蔵所設置許可申請手数料
屋外貯蔵所設置許可申請手数料
給油取扱所設置許可申請手数料
販売取扱所設置許可申請手数料
一般取扱所設置許可申請手数料
製造所変更許可申請手数料
屋内貯蔵所変更許可申請手数料
屋外タンク貯蔵所変更許可申請手数料
屋内タンク貯蔵所変更許可申請手数料
地下タンク貯蔵所変更許可申請手数料
簡易タンク貯蔵所変更許可申請手数料
移動タンク貯蔵所変更許可申請手数料
屋外貯蔵所変更許可申請手数料
給油取扱所変更許可申請手数料
販売取扱所変更許可申請手数料
一般取扱所変更許可申請手数料
製造所設置完成検査手数料
屋内貯蔵所設置完成検査手数料
屋外タンク貯蔵所設置完成検査手数料
屋内タンク貯蔵所設置完成検査手数料
地下タンク貯蔵所設置完成検査手数料
簡易タンク貯蔵所設置完成検査手数料
移動タンク貯蔵所設置完成検査手数料
屋外貯蔵所設置完成検査手数料
給油取扱所設置完成検査手数料
販売取扱所設置完成検査手数料
一般取扱所設置完成検査手数料
製造所変更完成検査手数料
屋内貯蔵所変更完成検査手数料
屋外タンク貯蔵所変更完成検査手数料
屋内タンク貯蔵所変更完成検査手数料
地下タンク貯蔵所変更完成検査手数料
簡易タンク貯蔵所変更完成検査手数料
移動タンク貯蔵所変更完成検査手数料
屋外貯蔵所変更完成検査手数料
給油取扱所変更許可申請手数料
販売取扱所変更許可申請手数料
一般取扱所変更許可申請手数料
危険物の仮貯蔵仮取扱承認申請手数料
製造所等の仮使用承認申請手数料
タンク水張検査手数料
タンク水圧検査手数料
防火管理講習課程修了証明書再発行手数料
その他証明手数料

3 指定日

令和6年8月1日

4 指定期間

令和6年8月1日から令和7年3月31日まで

(令和6年8月1日揭示済)

奈良市告示第406号

令和6年奈良市告示第187号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

令和6年8月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

別紙2の表中

田村医院	四条大路一丁目 7-19	33-0635	を
------	--------------	---------	---

田村医院	四条大路一丁目 7-19	33-0635	に改める。
たんしょう内科腎臓内科皮膚科クリニック	鳥見町二丁目 8-7	46-8880	

(令和6年8月1日揭示済)

奈良市告示第407号

平成31年度軽自動車税全期分、令和4年度軽自動車税全期分、令和4年度市・県民税（普通徴収）第2期分、第3期分、第4期分、令和5年度固定資産税・都市計画税第1期分、第2期分、第3期分、第4期分、令和5年度市・県民税（特別徴収）3月分、4月分、5月分、令和6年度軽自動車税全期分、令和6年度市・県民税・森林環境税（普通徴収）第1期分、随1期分、令和6年度固定資産税・都市計画税第1期分の督促状を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和6年8月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 この督促状の対象期別納期限

調定年度及び税目	期別	発送年月日	納期限
平成31年度軽自動車税	全期分	令和元年12月20日	令和2年3月2日
令和4年度軽自動車税	全期分	令和5年3月20日	令和5年2月28日
令和4年度市・県民税（普通徴収）	第2期分	令和4年9月20日	令和4年8月31日
令和4年度市・県民税（普通徴収）	第3期分	令和4年11月18日	令和4年10月31日
令和4年度市・県民税（普通徴収）	第4期分	令和5年2月28日	令和5年1月31日
令和5年度固定資産税・都市計画税	第1期分	令和5年7月20日	令和5年6月30日
令和5年度固定資産税・都市計画税	第2期分	令和5年8月18日	令和5年7月31日
令和5年度固定資産税・都市計画税	第3期分	令和5年12月20日	令和5年11月30日
令和5年度固定資産税・都市計画税	第4期分	令和6年3月19日	令和6年2月29日
令和5年度市・県民税（特別徴収）	3月分	令和6年5月10日	令和6年4月10日
令和5年度市・県民税（特別徴収）	4月分	令和6年6月12日	令和6年5月10日
令和5年度市・県民税（特別徴収）	5月分	令和6年7月12日	令和6年6月10日
令和6年度軽自動車税	全期分	令和6年6月20日	令和6年5月31日
令和6年度市・県民税・森林環境税（普通徴収）	第1期分	令和6年7月19日	令和6年7月1日
令和6年度市・県民税・森林環境税（普通徴収）	随1期分	令和6年7月19日	令和6年7月1日

令和6年度固定資産税・都市計画税

第1期分

令和6年5月20日

令和6年4月30日

令和6年度固定資産税・都市計画税

第1期分

令和6年6月20日

令和6年5月31日

令和6年度固定資産税・都市計画税

第1期分

令和6年7月19日

令和6年7月1日

2 この公示送達により変更した後の差押可能日

令和6年8月12日

3 送達を受けるべき者

別紙のとおり

別紙省略

(令和6年8月1日掲示済)

奈良市告示第408号

奈良市公営住宅等の指定管理者を公募しますので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第2条の規定により、次のとおり告示します。

令和6年8月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 公の施設の所在地及び名称

市営住宅

名称	所在地
第2号市営住宅	奈良市川上町
第3号市営住宅	奈良市法蓮町
第4号市営住宅	奈良市般若寺町
第5号市営住宅	奈良市大安寺一丁目
第6号市営住宅	奈良市法華寺町
第7号市営住宅	奈良市富雄元町四丁目
第9号市営住宅	奈良市東紀寺町三丁目
第10号市営住宅	奈良市古市町
第11号市営住宅	奈良市杏町及び西九条町三丁目
第12号市営住宅	奈良市横井一丁目、横井二丁目及び横井五丁目
第13号市営住宅	奈良市八条一丁目
第14号市営住宅	奈良市南紀寺町三丁目
第18号市営住宅	奈良市六条西一丁目
第19号市営住宅	奈良市紀寺町
第20号市営住宅	奈良市松陽台一丁目
第21号市営住宅	奈良市油阪町
第22号市営住宅	奈良市藺生町
第23号市営住宅	奈良市針町
第2号市営住宅集会所	奈良市川上町
第2号市営住宅（第2-第9）児童遊園	奈良市川上町
第2号市営住宅駐車場	奈良市川上町
第3号市営住宅集会所	奈良市法蓮町
第3号市営住宅（第1・第2）児童遊園	奈良市法蓮町
第3号市営住宅駐車場	奈良市法蓮町
第4号市営住宅集会所	奈良市般若寺町
第4号市営住宅児童遊園	奈良市般若寺町
第4号市営住宅駐車場	奈良市般若寺町
第5号市営住宅集会所	奈良市大安寺一丁目
第5号市営住宅児童遊園	奈良市大安寺一丁目

第5号市営住宅駐車場	奈良市大安寺一丁目
第7号市営住宅集会所	奈良市富雄元町四丁目
第7号市営住宅児童遊園	奈良市富雄元町四丁目
第9号市営住宅集会所	奈良市東紀寺町三丁目
第9号市営住宅シルバーハウジング生活相談所	奈良市東紀寺町三丁目
第9号市営住宅駐車場	奈良市東紀寺町三丁目
第10号市営住宅(第1-第11)児童遊園	奈良市古市町
第11号市営住宅(第1・第2)児童遊園	奈良市杏町
第12号市営住宅集会所	奈良市横井一丁目
第12号市営住宅(第1-第4)児童遊園	奈良市横井一丁目、横井二丁目及び横井五丁目
第13号市営住宅児童遊園	奈良市八条一丁目
第14号市営住宅集会所	奈良市南紀寺町三丁目
第14号市営住宅駐車場	奈良市南紀寺町三丁目
第18号市営住宅集会所	奈良市六条西一丁目
第18号市営住宅(第1・第2)児童遊園	奈良市六条西一丁目
第18号市営住宅駐車場	奈良市六条西一丁目
第19号市営住宅児童遊園	奈良市紀寺町
第19号市営住宅駐車場	奈良市紀寺町
第20号市営住宅集会所	奈良市松陽台一丁目
第20号市営住宅(第1-第4)児童遊園	奈良市松陽台一丁目
第20号市営住宅駐車場	奈良市松陽台一丁目
第21号市営住宅児童遊園	奈良市油阪町
第21号市営住宅駐車場	奈良市油阪町及び西之阪町

改良住宅

名称	所在地
西之阪地区改良住宅	奈良市油阪町
西之阪地区改良住宅	奈良市西之阪町
西之阪地区改良住宅店舗作業場	奈良市西之阪町
横井地区改良住宅	奈良市横井二丁目
横井地区改良住宅	奈良市横井一丁目
横井地区店舗付改良住宅	奈良市横井二丁目
横井地区小集落改良住宅	奈良市横井一丁目
横井地区小集落改良住宅	奈良市横井二丁目
横井地区店舗付改良住宅	奈良市横井二丁目
古市地区小集落改良住宅	奈良市古市町
横井地区改良住宅店舗作業場	奈良市横井二丁目
横井地区小集落改良住宅	奈良市横井二丁目及び横井五丁目
横井地区小集落改良住宅	奈良市横井五丁目
横井地区改良住宅	奈良市横井五丁目
畑中地区小規模改良住宅	奈良市畑中町
西之阪地区改良住宅集会所	奈良市西之阪町
西之阪地区改良住宅駐車場	奈良市油阪町及び西之阪町
横井地区改良住宅集会所	奈良市横井二丁目
古市地区改良住宅集会所	奈良市古市町
畑中地区改良住宅集会所	奈良市畑中町
畑中地区改良住宅駐車場	奈良市畑中町

コミュニティ住宅

名称	所在地
第1号コミュニティ住宅	奈良市三条本町
第1号コミュニティ住宅子どもの遊び場	奈良市三条本町
第1号コミュニティ住宅集会所	奈良市三条本町
第1号コミュニティ住宅管理事務所	奈良市三条本町
第1号コミュニティ住宅駐車場	奈良市三条本町
第2号コミュニティ住宅	奈良市紀寺町
第2号コミュニティ住宅集会所	奈良市紀寺町
第2号コミュニティ住宅駐車場	奈良市紀寺町

2 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 入居者の公募並びに入居及び退去の手続きに関する業務
- (2) 入居者への指導及び連絡に関する業務
- (3) 駐車場の管理に関する業務
- (4) 家賃等の収納に関する業務
- (5) 市営住宅等の維持修繕に関する業務
- (6) 市営住宅等の保守管理に関する業務
- (7) 時期指定管理者への引継ぎに関する業務
- (8) 上記に付随する業務

3 指定予定期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

4 指定申請の方法

- (1) 指定申請書等の配布及び提出場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市 都市整備部 住宅課

- (2) 申請期間

令和6年10月1日から令和6年10月8日まで

- (3) 提出書類

① 指定管理者指定申請書

② 事業計画書

③ 収支予算書

④ 団体役員名簿

⑤ 法人等の定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずる書類

⑥ 法人にあっては登記事項証明書、法人格のない団体にあっては代表者の住民票の写し（代表者が外国人である場合にあっては外国人登録証明書の写し）＜申請日前3箇月以内に交付されたもの＞

⑦ 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書その他法人等の事業及び財務の状況を明らかにすることができる書類（直近の3年度分）

※商法法人にあっては財産目録に代えて法人税申告書の添付書類として作成された「勘定科目内訳書」によることも可。

⑧ 今年度の事業計画書及び収支予算書

⑨ 法人等の管理実績表

⑩ 令和5年度分の法人市町村民税の滞納がない旨の証明書（納税証明書または非課税証明書等）

⑪ 団体の代表者（※）が令和5年度分の個人市町村民税の滞納がない旨の証明書（納税証明書または非課税証明書等）

※あくまで団体を代表する者、例えば代表取締役等に限る。奈良支店長等はこれに該当しない。

⑫ 業務の再委託を行わせる場合、暴力団又は暴力団関係者を再委託先としない旨の誓約書

⑬ グループで申請する場合はグループ構成員表

⑭ グループ協定書、代表者届出書

5 その他

その他の詳細は、奈良市公営住宅等指定管理者募集要項による。

6 問い合わせ先

奈良市都市整備部住宅課

電話 0742-34-5174

(令和 6 年 8 月 1 日揭示済)

奈良市告示第 409 号

奈良市観光案内所規則（平成 21 年奈良市規則第 60 号）第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり観光案内所の開所時間を変更します。

令和 6 年 8 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 開所時間の変更

開所時間を次のとおりとする。

施 設 名	期 間	開所時間
奈良市総合観光案内所	令和 6 年 8 月 5 日から令和 6 年 8 月 15 日まで	午前 9 時から午後 9 時まで
	令和 6 年 8 月 23 日から令和 6 年 8 月 25 日まで	午前 9 時から午後 9 時まで
奈良市近鉄奈良駅観光案内所	令和 6 年 8 月 5 日から令和 6 年 8 月 15 日まで	午前 9 時から午後 9 時まで
	令和 6 年 8 月 23 日から令和 6 年 8 月 25 日まで	午前 9 時から午後 9 時まで

(令和 6 年 8 月 1 日揭示済)

奈良市告示第 410 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 6 年 8 月 2 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和 6 年 7 月 30 日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、JR 奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000 円

原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111 (代表)

(令和6年8月2日揭示済)

奈良市告示第411号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和6年8月2日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 許可の年月日及び番号

令和6年3月28日 奈良市指令整開 第23A-34号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和6年8月2日 第1905号

公共施設 令和6年8月2日 第960号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市藤ノ木台一丁目698番の一部、699番2及び700番5

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区大淀中一丁目1番30号

積水ハウス不動産関西 株式会社 代表取締役 伊藤 一徳

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市藤ノ木台一丁目698番、699番2及び700番5の各一部

(2) 下水道

奈良市藤ノ木台一丁目698番の一部、699番2及び700番5の各一部

(3) 調整池

奈良市藤ノ木台一丁目700番5の一部

(令和6年8月2日揭示済)

奈良市告示第413号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により公示する。

令和6年8月5日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定年月日 令和6年8月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970190712	訪問介護	合同会社すずらん	奈良県奈良市南紀寺町二丁目167番5号	訪問介護ももか	奈良県奈良市南紀寺町二丁目167番5号
2970190720	訪問介護	株式会社蓄	奈良県大和郡山市南郡山町645番地12	訪問介護ステーション桔梗	奈良県奈良市南肘塚町45-3
2960199285	(介護予防)訪問看護	合同会社あゆみ	奈良県奈良市平松一丁目31番24号	訪問看護ステーションあゆみ	奈良県奈良市平松一丁目31番24号

(令和6年8月5日揭示済)

奈良市告示第414号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により公示する。

令和6年8月5日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定年月日 令和6年8月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2990190197	地域密着型通所介護	株式会社秀詠	奈良県奈良市恋の窪三丁目8番1-2号	ひなたデイサービス	奈良県奈良市恋の窪三丁目8番2-1号-D号室
2990190205	地域密着型通所介護	アイニコグループ株式会社	奈良県奈良市朱雀三丁目1-7	機能訓練専門デイサービスきたえるーむ奈良西ノ京	奈良県奈良市西ノ京町146-1

(令和6年8月5日掲示済)

奈良市告示第415号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項及び第58条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者を指定したので、同法第85条第1号及び第115条の30第1号の規定により公示する。

令和6年8月5日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定年月日 令和6年8月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970190688	介護予防支援	株式会社白ゆり	奈良県奈良市左京三丁目18番地の20	ケアプランセンター白ゆり	奈良県奈良市左京三丁目18番地の20
2970190704	居宅介護支援	合同会社 Gravity-Line	奈良県奈良市大宮町四丁目275番地の1 森村第3ビル401号	ケアプランオフィス g_line	奈良県奈良市大宮町四丁目275番地の1 森村第3ビル408号

(令和6年8月5日掲示済)

奈良市告示第416号

令和6年8月2日付けで専決処分した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により別紙のとおり公表する。

令和6年8月5日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 令和6年度奈良市一般会計補正予算（第2号）

令和6年度奈良市一般会計
補正予算（第2号）

令和6年度奈良市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,010,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ164,222,673千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 . 国 庫 支 出 金		35,995,578 ^{千円}	1,010,000 ^{千円}	37,005,578 ^{千円}
	4 . 国 庫 交 付 金	9,808,373	1,010,000	10,818,373
歳 入 合 計		163,212,673	1,010,000	164,222,673

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 . 民 生 費		74,739,975 ^{千円}	1,010,000 ^{千円}	75,749,975 ^{千円}
	1 . 社 会 福 祉 費	35,740,075	1,010,000	36,750,075
歳 出 合 計		163,212,673	1,010,000	164,222,673

(令和 6 年 8 月 5 日揭示済)

奈良市告示第 418 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和 6 年 8 月 6 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 許可の年月日及び番号

令和 6 年 6 月 25 日 奈良市指令整開 第 24A-12 号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和 6 年 8 月 6 日 第 1906 号

3 開発区域に含まれる地域

仮換地：JR 奈良駅南特定土地地区画整理事業地区内 33 街区 1 画地及び 2 画地

（従前地：奈良市大森町 94 番 3 の一部、95 番の一部及び 96 番の一部）

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市法蓮町 7 番地の 3

西 精男

(令和 6 年 8 月 6 日揭示済)

奈良市告示第 419 号

奈良市住居表示に関する条例（昭和 42 年奈良市条例第 21 号）第 3 条の規定により、次のとおり、住居番号を設定したので、同条第 4 項の規定により告示する。

令和 6 年 8 月 8 日

奈良市長 仲 川 元 庸

住居番号をつけた建造物の表示		
平松四丁目 4 番 5 号	中登美ヶ丘五丁目 31 番	奈保町 17 番 25 号
青野町一丁目 15 号	中登美ヶ丘五丁目 31 番 11	北登美ヶ丘五丁目 17 番 18 号
帝塚山三丁目 8 番 17 号	中登美ヶ丘五丁目 31 番 12	学園緑ヶ丘二丁目 5 番 2 号
五条西二丁目 16 番 21 号	中登美ヶ丘五丁目 31 番 13	学園緑ヶ丘二丁目 5 番 20 号
北登美ヶ丘六丁目 17 番 4 号	中登美ヶ丘五丁目 31 番 14	若葉台四丁目 7 番 19 号
登美ヶ丘五丁目 3 番 15 号	あやめ池北一丁目 11 番 18 号	西登美ヶ丘六丁目 16 番 20 号
秋篠早月町 2 番 26-8 号	疋田町三丁目 2 番 25 号	
学園緑ヶ丘二丁目 5 番 51 号	大安寺二丁目 8 番 11 号	
中登美ヶ丘五丁目 30 番 2	帝塚山南二丁目 7 番 16 号	
中登美ヶ丘五丁目 30 番 3	恋の窪二丁目 15 番 17 号	
中登美ヶ丘五丁目 30 番 5	富雄北二丁目 8 番 17 号	
中登美ヶ丘五丁目 30 番 6	西登美ヶ丘二丁目 12 番 10 号	
中登美ヶ丘五丁目 31 番 1	西登美ヶ丘六丁目 8 番 11 号	
中登美ヶ丘五丁目 31 番 2	三条桧町 29 番 2-4 号	
中登美ヶ丘五丁目 31 番 3	登美ヶ丘四丁目 5 番 16 号	
中登美ヶ丘五丁目 31 番 4	疋田町三丁目 1 番 4-2 号	
中登美ヶ丘五丁目 31 番 5	大安寺六丁目 15 番 22-1 号	
中登美ヶ丘五丁目 31 番 7	藤ノ木台三丁目 26 番 33 号	
中登美ヶ丘五丁目 31 番 10	西大寺芝町二丁目 11 番 5-11 号	

(令和 6 年 8 月 8 日揭示済)

奈良市告示第 420 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 17 第 1 項第 1 号に規定する指定特定相談支援事業者を廃止したので、同法第 51 条の 30 第 2 項第 2 号の規定に基づき告示する。

令和 6 年 8 月 8 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 廃止年月日 令和 6 年 6 月 15 日

事業所番号	事業者			事業所			サービス 種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2930100702	株式会社 ai	630-2192	奈良県奈良市 大安寺一丁目 17 番 13 号	りーべ	630-8054	奈良県奈良市 北之庄町 736 番地の 1 奈良 事務機ビル本 館 1F	計画相談 支援

(令和 6 年 8 月 8 日掲示済)

奈良市告示第 421 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条の 26 第 1 項第 1 号に規定する指定障害児相談支援事業者を廃止したので、同法第 24 条の 37 第 2 号の規定に基づき告示する。

令和 6 年 8 月 8 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 廃止年月日 令和 6 年 6 月 15 日

事業所番号	事業者			事業所			サービス 種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2970101263	株式会社 ai	630-2192	奈良県奈良市 大安寺一丁目 17 番 13 号	りーべ	630-8054	奈良県奈良市 北之庄町 736 番地の 1 奈良 事務機ビル本 館 1F	障害児相 談支援

(令和 6 年 8 月 8 日掲示済)

奈良市告示第 422 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者を廃止したので、同法第 51 条第 2 号の規定に基づき告示する。

令和 6 年 8 月 8 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 廃止年月日 令和 6 年 7 月 31 日

事業所番号	事業者			事業所			サービス 種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910100607	有限会社あ んしん	631-0012	奈良県奈良市 中山町 1251 番地の 1	まる	631-0032	奈良県奈良市 あやめ池北一 丁目 5 番 5 号	生活介 護、就労 継続支援 B 型
2910101514	株式会社あ くび	630-8451	奈良県奈良市 北之庄町 45-1	LOVE	630-8451	奈良県奈良市 北之庄町 45-1	居宅介 護、重度 訪問介 護、行動 援護

2910102223	株式会社あ くび	630-8451	奈良県奈良市 北之庄町 45-1	ラテ	630-8451	奈良県奈良市 北之庄町 45-1	生活介護
------------	-------------	----------	---------------------	----	----------	---------------------	------

(令和 6 年 8 月 8 日揭示済)

奈良市告示第 423 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項に規定する指定障害児通所支援事業者を廃止したので、同法第 21 条の 5 の 25 第 2 号の規定に基づき告示する。

令和 6 年 8 月 8 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 廃止年月日 令和 6 年 7 月 15 日

事業所番号	事業者			事業所			サービス 種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
295010202	社会福祉法 人奈良市和 楽園	630-8424	奈良県奈良市 古市町 1886 番 地 1	児童発達 支援わら くえん 「わらき つず」	630-8424	奈良県奈良市 古市町 1886 番 地 1	児童発達 支援

(令和 6 年 8 月 8 日揭示済)

奈良市告示第 424 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第 51 条第 1 号の規定に基づき告示する。

令和 6 年 8 月 8 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定年月日 令和 6 年 7 月 1 日

事業所番号	事業者			事業所			サービス 種類	指定 有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2910104054	合同会社 訪問介護 みかん	632-0245	奈良県奈良 市蘭生町 1813 番地 の 26	ケアステ ーション みかん	632-0245	奈良県奈良 市蘭生町 1813 番地 の 26	行動援護	令和 12 年 6 月 30 日
2910104377	アリーノ 株式会社	631-0041	奈良県奈良 市学園大和 一丁目 108 番地	アリーノ がくえん まえ	631-0016	奈良県奈良 市学園朝日 町 2-7 クレ アーレ学園 前 B1	就労継続 支援 B 型	令和 12 年 6 月 30 日
2910104385	株式会社 薔	639-1007	奈良県大和 郡山市南郡 山町 645 番 地 12	訪問介護 ステーシ ョン桔梗	630-8304	奈良県奈良 市南肘塚町 45-3	居宅介 護、重度 訪問介 護、行動 援護、同 行援護	令和 12 年 6 月 30 日
2910104385	株式会社 薔	639-1007	奈良県大和 郡山市南郡 山町 645 番 地 12	多機能事 業所 桜	630-8304	奈良県奈良 市南肘塚町 45-3	生活介 護、就労 継続支援 B 型	令和 12 年 6 月 30 日

(令和 6 年 8 月 8 日揭示済)

奈良市告示第 425 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第 21 条の 5 の 25 第 1 号の規定に基づき告示する。

令和 6 年 8 月 8 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定年月日 令和 6 年 7 月 1 日

事業所番号	事業者			事業所			サービス 種類	指定 有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2950100491	学校法人 青丹学園	631-0805	奈良県奈良 市右京一丁 目 1 番 5	フラーテ ル奈良	630-8013	奈良県奈良 市三条大路 一丁目 10 番 43 号 6F	児童発達 支援、放 課後等デ イサービ ス	令和 12 年 6 月 30 日

(令和 6 年 8 月 8 日掲示済)

奈良市告示第 426 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定（更新）したので、同法第 51 条第 1 号の規定に基づき告示する。

令和 6 年 8 月 8 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定更新年月日 令和 6 年 7 月 1 日

事業所番号	事業者			事業所			サービス 種類	指定 有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2910100375	社会福祉 法人福寿 会	631-0811	奈良県奈良 市秋篠町 1567 番地	平城園ホ ームヘル プステー ション	631-0811	奈良県奈良 市秋篠町 1567 番地	居宅介 護、重度 訪問介 護、同行 援護	令和 12 年 6 月 30 日

(令和 6 年 8 月 8 日掲示済)

奈良市告示第 427 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定（更新）したので、同法第 21 条の 5 の 25 第 1 号の規定に基づき告示する。

令和 6 年 8 月 8 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定更新年月日 令和 6 年 7 月 1 日

事業所番号	事業者			事業所			サービス 種類	指定 有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2950171559	株式会社 石央	630-0243	奈良県生駒 市俵口町 1135 番地 3	ミソラ	631-0042	奈良県奈良 市大倭町 6 番 19-2	児童発達 支援、放 課後等デ イサービ ス	令和 12 年 6 月 30 日

(令和 6 年 8 月 8 日掲示済)

奈良市告示第 428 号

国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 54 条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和 6 年 8 月 9 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 送達をすべき文書
差押調書（謄本）
- 2 送達を受けるべき者
省略

（令和 6 年 8 月 9 日揭示済）

奈良市告示第 429 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和 6 年 8 月 9 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 許可の年月日及び番号
令和 5 年 4 月 10 日 奈良市指令整開 第 22A-40 号
令和 6 年 7 月 18 日 奈良市指令整開 第 22A-40-1 号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 令和 6 年 8 月 9 日 第 1907 号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市中登美ヶ丘三丁目 3 番
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都千代田区神田三崎町三丁目 3 番 21 号
大和ハウスリアルティマネジメント株式会社 代表取締役 伊藤 光博

（令和 6 年 8 月 9 日揭示済）

奈良市告示第 430 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 6 年 8 月 9 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
令和 6 年 8 月 7 日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺、JR 奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）

- 5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。

- 6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)を持参すること。
- (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000 円
原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111(代表)

(令和6年8月9日揭示済)

奈良市告示第431号

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第54条の規定に基づく差押調書(謄本)については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和6年8月9日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 送達をすべき文書

差押調書(謄本)

2 送達を受けるべき者

省略

(令和6年8月9日揭示済)

奈良市告示第432号

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第54条の規定に基づく差押調書(謄本)については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和6年8月9日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 送達をすべき文書

差押調書(謄本)

2 送達を受けるべき者

省略

(令和6年8月9日揭示済)

奈良市告示第433号

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第54条の規定に基づく差押調書(謄本)については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和6年8月9日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 送達をすべき文書

差押調書（謄本）

2 送達を受けるべき者

省略

(令和 6 年 8 月 9 日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第 49 号

奈良市公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和 45 年奈良市条例第 16 号）第 5 条の規定により、負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり告示する。

なお、関係図書は令和 6 年 8 月 1 日から 2 週間、奈良市企業局事業部下水道事業課に備え置いて縦覧に供する。

令和 6 年 8 月 1 日

奈良市公営企業管理者 増 田 聡

賦課対象区域（第 2 負担区）

西大寺赤田町一丁目及び西大寺赤田町二丁目の一部

大宮町七丁目の一部

賦課対象区域（第 4 負担区）

横井六丁目の一部

(令和 6 年 8 月 1 日揭示済)

奈良市企業局告示第 50 号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、令和 6 年 8 月 1 日から 2 週間、奈良市企業局事業部下水道事業課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 8 月 1 日

奈良市公営企業管理者 増 田 聡

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和 6 年 8 月 15 日

下水を排除及び下水を処理すべき区域	排水施設の位置	排水施設の合流式又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
学園南二丁目 915-8 他	①	分流	大和郡山市額田部南町 160 奈良県浄化センター
東九条町 434-1 の一部	②	分流	
学園中二丁目 1302-2 他	③	分流	
六条一丁目 633 の一部他	④	分流	
中山町 1502 の一部他	⑤	分流	
高畑町 47-2 の一部他	⑥	分流	
法蓮町 710-6	⑦	分流	
四条大路三丁目 964-4 他	⑧	分流	
菅原町 326 の一部	⑨	分流	
古市町 598-1	⑩	分流	
西大寺本町 211-3	⑪	分流	
宝来町 1138-1	⑫	分流	
法華寺町 323-3	⑬	分流	

位置図省略

(令和 6 年 8 月 1 日揭示済)

奈良市企業局告示第 51 号

奈良市排水設備指定工事店の指定をしたので、奈良市排水設備指定工事店等に関する規程（平成 26 年奈良市企業局管理規程第 4 号）第 10 条の規定により、次のとおり公示する。

令和 6 年 8 月 13 日

奈良市公営企業管理者 増 田 聡

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
笠置建設	笠置 勝	奈良市四条大路五丁目 6-14 堀内アパート 201	令和 6 年 7 月 31 日

(令和 6 年 8 月 13 日揭示済)

選 挙 管 理 委 員 会**奈良市選挙管理委員会告示第 10 号**

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和 6 年 9 月 1 日現在において本市の選挙人名簿に登録される資格を有する者の登録日を令和 6 年 9 月 2 日とします。

令和 6 年 8 月 8 日

奈良市選挙管理委員会

委員長 植 田 茂

(令和 6 年 8 月 8 日揭示済)

農 業 委 員 会**奈良市農業委員会告示第 8 号**

奈良市農業委員会令和 6 年 8 月農業委員会総会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則（昭和 32 年奈良市農業委員会告示第 3 号）第 2 条第 1 項の規定により告示します。

令和 6 年 8 月 7 日

奈良市農業委員長 巽 一 孝

1 日時

令和 6 年 8 月 14 日（水） 午後 1 時 30 分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号 奈良市役所 北棟 2 階 202 会議室

3 審議案件**・法令等に基づく事務関係**

- (1) 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 3 条に関する許可申請、第 4 条及び第 5 条に関する届出について
- (2) 改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項に基づく農用地利用集積計画について
- (3) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の受理について
- (4) 農地法第 6 条の 2 第 1 項の規定による農地所有適格法人以外の者の要件確認について
- (5) 水田利用転換届出について
- (6) 水田・畑地造成形質変更届出について
- (7) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明について
- (8) 生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 13 条の規定による生産緑地の取得のあつせん結果について
- (9) 知事許可について

(令和 6 年 8 月 7 日揭示済)